様式(1) 是正処理済額等集計表

府省等又は団体名　経済産業省

（単位：円）

府省等又は団体名	検査報告の掲記状況 年度 元号	年度 年数	態様	番号	件数	件名	指摘金額 (A)	(A)のうち是正の方途がないもの (B)	是正処理対象 件数	金額 (C)=(A)−(B)	是正処理状況 前年7月31日までの処理済額 (D)	前年7月31日現在の処理未済額 (E)=(C)−(D)	既往11か月間の処理済額 (F) 合計	(内訳)	処理の種類		処理済額計 (G)=(D)+(F)	是正処理未済状況 件数	未済額 (H)＝(C)−(G)	今後行うべき是正処理の方法		備考
経済産業省	昭和	24	不正行為	743	1	職員の不正行為に因り公団に損害を与えたもの	356,634,004	0	1	356,634,004	344,834,720	11,799,284	0		0		344,834,720	1	11,799,284	5	その他	令和4年11月2日に債権管理法第21条第1項第2号による徴収停止。
経済産業省	昭和	26	役務	831	1	輸入実務委託契約に当り処置当を得ないもの	18,850,044	0	1	18,850,044	5,692,356	13,157,688	31,000		3	収納（補助金、保険給付金等）	5,723,356	1	13,126,688	3	収納（補助金、保険給付金等）	
経済産業省	昭和	26	未収金	836	1	物品の売渡に当り処置当を得ないもの	4,253,791	0	1	4,253,791	2,797,000	1,456,791	0		0		2,797,000	1	1,456,791	1	収納（保険料、租税等の徴収不足）	
経済産業省	昭和	60	補助金	43	1	中小企業設備近代化資金の貸付けが不当と認められるもの	3,750,000	0	1	3,750,000	3,274,500	475,500	60,000		3	収納（補助金、保険給付金等）	3,334,500	1	415,500	3	収納（補助金、保険給付金等）	
経済産業省	平成	10	補助金	170	1	中小企業設備近代化資金の貸付けが不当と認められるもの	5,000,000	0	1	5,000,000	635,000	4,365,000	60,000		3	収納（補助金、保険給付金等）	695,000	1	4,305,000	3	収納（補助金、保険給付金等）	
経済産業省	平成	19	補助金	768	1	地域新規産業創造技術開発費補助金等の経理が不当と認められるもの	6,287,000	0	1	6,287,000	0	6,287,000	6,287,000		7	不納欠損	6,287,000	0	0	0		令和5年8月2日国税徴収法第153条第5項の例による債権消滅、令和5年8月2日不納欠損
経済産業省	平成	20	役務	456	1	起業家教育促進事業の委託契約において、実際に要した経費に基づかない時間単価により人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっているもの	43,097,567	0	1	43,097,567	0	43,097,567	0		0		0	1	43,097,567	3	収納（補助金、保険給付金等）	R5.12.26 387,539円を差押え・徴収（延滞金に充当）
経済産業省	平成	26	補助金	342	1	補助事業に使用しなかった機器の購入代金を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの	3,390,476	0	1	3,390,476	0	3,390,476	3,390,476		7	不納欠損	3,390,476	0	0	0		令和5年8月2日国税徴収法第153条第5項の例による債権消滅、令和5年8月2日不納欠損
令和3年度までの計					8		441,262,882	0	8	441,262,882	357,233,576	84,029,306	9,828,476				367,062,052	6	74,200,830			
経済産業省	令和	4	補助金	223	1	国庫補助金の上限額の算定が適切でなかったため、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金が過大に交付されていたもの	6,546,000	0	1	6,546,000			6,546,000		3	収納（補助金、保険給付金等）	6,546,000	0	0	0		
経済産業省	令和	4	補助金	224	1	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金で実施した委託業務の内容に変更が生じたのに、委託料の額の変更を行わなかったため、補助金が過大に交付されていたもの	2,173,329	0	1	2,173,329			2,173,329		3	収納（補助金、保険給付金等）	2,173,329	0	0	0		
経済産業省	令和	4	補助金	225	1	被災事業者自立支援事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、購入した設備を補助の目的外に使用していたり、対象とならない経費を補助対象事業費に含めていたりしていたもの	15,823,460	0	1	15,823,460			15,823,460		3	収納（補助金、保険給付金等）	15,823,460	0	0	0		

府省等又は団体名	検査報告の掲記状況						指摘金額（A）	（A）のうち是正の方途がないもの（B）	是正処理対象		是正処理状況							是正処理未済状況		今後行うべき是正処理の方法		備考
	年度		態様	番号	件数	件名			件数	金額（C）=（A）−（B）	前年7月31日までの処理済額（D）	前年7月31日現在の処理未済額（E）=（C）−（D）	既往11か月間の処理済額（F）		処理の種類		処理済額計（G）=（D）+（F）	件数	未済額（H）＝（C）−（G）			
	元号	年数											合計	（内訳）								
経済産業省	令和	4	補助金	226	1	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の交付を受けて実施した事業により購入した設備を補助の目的外に使用していたもの	8,165,732	0	1	8,165,732			8,165,732		3	収納（補助金、保険給付金等）	8,165,732	0	0	0		
経済産業省	令和	4	補助金	227	1	戦略的基盤技術高度化支援事業の実施に当たり、補助事業に使用しなかった物品の購入に係る経費を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの	2,104,830	0	1	2,104,830			2,104,830		3	収納（補助金、保険給付金等）	2,104,830	0	0	0		
令和4年度の計					5		34,813,351	0	5	34,813,351			34,813,351				34,813,351	0	0			
合計					13		476,076,233	0	13	476,076,233	357,233,576	84,029,306	44,641,827				401,875,403	6	74,200,830			

備考

１　「検査報告の掲記状況」欄の記載は、次によること。

（ア）　「態様」欄には、検査報告に掲記された予算経理、保険料、工事その他の態様を記載すること。

（イ）　「件名」欄には、検査報告に太字で掲記されている見出しを記載すること。

２　「指摘金額（Ａ）」欄には、検査報告に不当として掲記されている金額（補助金、貸付金等国の援助に係るものについては当該国の支出金相当額）を記載すること。

３　「（Ａ）のうち是正の方途がないもの（Ｂ）」欄には、事案の性質上指摘金額の全部又は一部について是正の方途がないと認められる金額を記載すること。

４　「是正処理状況」欄の記載は、次によること。

（ア）　各処理済額欄には、是正処理の最終執行機関における処理済額を記載することとし、金銭により是正処理を行う場合には収納又は支払をしたときをもって当該収納済額又は支払済額を、金銭によらず手直し工事等により是正処理を行う場合には、その処理が完結したときをもって当該処理に係る指摘金額の全額を計上すること。なお、検査報告作成後の事情により、是正処理の着手前又は処理遂行中に債権等の額の全部又は一部について減額処理を行った場合には、その原因を具体的に「備考」欄に記載すること。

（イ）　「既往11か月間の処理済額（Ｆ）」欄の「合計」欄には処理済の総額を記載する。2種類以上の「処理の種類」がある場合には、是正処理の種類ごとに行を別とし、その内訳額を「（内訳）」欄に記載するとともに、すべての行の「府省等又は団体名」欄及び「検査報告の掲記状況」欄に記載すること。

（ウ）　「処理の種類」欄には、下記の選択肢から該当するものを選択すること。なお、1件について2種類以上の是正処理を行った場合は、「既往11か月間の処理済額（Ｆ）」欄と同じ行にそれぞれの「処理の種類」を記載すること。

1収納（保険料、租税等の徴収不足）、2支払（保険料、租税等の徴収過大）、3収納（補助金、保険給付金等）、4収納（不正行為）、5工事（手直し等）、6減額調定（事由を具体的に「備考」欄に記載すること。）、7不納欠損（事由を具体的に「備考」欄に記載すること。）、8その他（具体的に「備考」欄に記載すること。）、0「既往11か月間の処理済額（Ｆ）」欄に該当がないもの

（エ）　直近の検査報告掲記事項については、前年7月31日以前に是正処理されたものについても、「前年7月31日までの処理済額（Ｄ）」欄に記載せずに「既往11か月間の処理済額（Ｆ）」欄に記載すること。

（オ）　延滞金、加算金等元本に付帯する債権に充当されたものについては、これを是正処理済額に含めないこと。

５　「今後行うべき是正処理の方法」欄には、下記の選択肢から該当するものを選択すること。

1収納（保険料、租税等の徴収不足）、2支払（保険料、租税等の徴収過大）、3収納（補助金、保険給付金等）、4収納（不正行為）、5その他（「手直し工事」等、具体的に「備考」欄に記載すること。）、0是正処理が完了したもの

６　本表は、年度順（年度の古い順）に記載し、前年度以前の検査報告掲記事項分の計、直近の検査報告掲記事項分の計及びそれらの合計を記載すること。

７　本表は、府省等又は団体別にそれぞれ別葉とすること。